

○総務省令第二百二十二号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第二十一条第六項、第二十二條第三項及び第四百四十八條の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣 藤井 比早之

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(在外投票人証の記載事項の変更等)</p> <p>第十四条　〔略〕</p> <p>〔2・4　略〕</p> <p>5Ⅱ 令第二十一条第六項の規定による在外投票人証の交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。</p> <p>(在外投票人証の再交付等)</p> <p>第十五条　〔略〕</p> <p>〔2　略〕</p> <p>3Ⅱ 令第二十二条第三項の規定による在外投票人証の再交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十一条第四項の規定により令第二十二条第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。</p> <p>(在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項)</p> <p>第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。</p> <p>(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)</p> <p>第五十三条　〔略〕</p> <p>〔2　略〕</p> <p>3 前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によつて国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、令第四十条第一項の規定により当該投票区に係る指定投票区でなくなった投票区又は当該指定投票区でなくなった投票区に係る指定関係投票区であつた投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。</p> <p>〔4・5　略〕</p> <p>別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）</p>	<p>(在外投票人証の記載事項の変更等)</p> <p>第十四条　〔同上〕</p> <p>〔2・4　同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(在外投票人証の再交付等)</p> <p>第十五条　〔同上〕</p> <p>〔2　同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項)</p> <p>第十八条　令第二十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。</p> <p>(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)</p> <p>第五十三条　〔同上〕</p> <p>〔2　同上〕</p> <p>3 前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によつて国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。</p> <p>〔4・5　同上〕</p> <p>別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）</p>

表裏

[略]	[略]
-----	-----

備考
選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第 21 条第 2 項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

[略]

[略]

☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） ☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 ☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	<div>新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)</div> <div>選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。</div>	<div>Name Address</div>
---	---	-----------------------------

注意

[1～8 略]

[削る]

表裏

[同左]	[同左]
------	------

[新設]

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第 21 条第 2 項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

[同左]

[同左]

☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） ☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 ☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	<div>新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)</div> <div>選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。</div>	<div>Name Address</div>
---	---	-----------------------------

注意

[1～8 同左]

交付の方法
※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付

☐ 領事官経由での交付を希望

[1～8 同左]

9 「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又

は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にシをつけてください。

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）	
次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第 22 条第 1 項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。	
何年何月何日	
[略]	
[略]	
在外投票人証の記載事項の変更	☐ 無 ☐ 有
注 意	
[1 ～ 4 略]	
[削る]	

裏

[略]

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式）（第二十条関係）

[様式 略]

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

[様式 別紙 挿入]

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）	
次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第 22 条第 1 項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。	
何年何月何日	
[同左]	
[同左]	
在外投票人証の記載事項の変更	☐ 無 ☐ 有
交付の方法	☐ 領事官経由での交付を希望
※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	
注 意	
[1 ～ 4 同左]	
5 「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にシをつけてください。	

裏

[同左]

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十条関係）

[様式 同左]

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

[様式 別紙 挿入]

<p>別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）</p>	<p>別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）</p>
<p>〔様式 別紙四 挿入〕</p>	<p>〔様式 別紙三 挿入〕</p>
<p>別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）</p>	<p>別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）</p>
<p>〔様式 別紙六 挿入〕</p>	<p>〔様式 別紙五 挿入〕</p>
<p>別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）</p>	<p>別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）</p>
<p>〔様式 略〕</p>	<p>〔様式 同左〕</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p>〔1 略〕</p>	<p>〔1 同左〕</p>
<p>2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、<u>別記第23号様式（投票録の様式）</u> <u>その一の備考13</u>に準ずる。</p>	<p>2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、<u>別記第23号様式（投票録の様式）</u> <u>その一の備考11</u>に準ずる。</p>
<p>別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）</p>	<p>別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）</p>
<p>〔様式 略〕</p>	<p>〔様式 同左〕</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p>〔1～6 略〕</p>	<p>〔1～6 同左〕</p>
<p>7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、<u>別記第23号様式（投票録の様式）</u> <u>その一の備考13</u>に準ずる。</p>	<p>7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、<u>別記第23号様式（投票録の様式）</u> <u>その一の備考11</u>に準ずる。</p>
<p>別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）</p>	<p>別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）</p>
<p>〔様式 略〕</p>	<p>〔様式 同左〕</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p>〔1～4 略〕</p>	<p>〔1～4 同左〕</p>
<p>5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、<u>別記第23号様式（投票録の様式）</u> <u>その一の備考13</u>に準ずる。</p>	<p>5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、<u>別記第23号様式（投票録の様式）</u> <u>その一の備考11</u>に準ずる。</p>
<p>別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）</p>	<p>別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）</p>
<p>〔様式 別紙八 挿入〕</p>	<p>〔様式 別紙七 挿入〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。